

奈良県告示第三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、南藤井土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十一年四月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の様名、氏名及び住所

理事	井森 保久	葛城市南藤井一三〇
〃	林本 政治	〃 一二四
〃	岡山 八郎	〃 八五―五
〃	岡山 利男	〃 一七二―二
〃	井森 重信	〃 一九三
〃	山本 義光	〃 一六八
監事	岡井 清弘	〃 一六〇―一
〃	山本 繁幸	〃 一九二

二 就任役員の様名、氏名及び住所

理事	井森 保久	葛城市南藤井一三〇
〃	林本 政治	〃 一二四
〃	岡山 八郎	〃 八五―五
〃	岡山 利男	〃 一七二―二
〃	井森 重信	〃 一九三
〃	山本 義光	〃 一六八
監事	岡井 清弘	〃 一六〇―一
〃	山本 繁幸	〃 一九二